

## ロウワー・プラザ緑地ひろば利用に関する禁止事項

- 1 ロウワー・プラザ緑地ひろば内において、次に掲げる行為は禁止しております。
  - (1) ひろば施設を損傷し、又は汚損すること。
  - (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
  - (3) 土地の形質を変更すること。
  - (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
  - (5) ゴルフクラブ等周囲に危険を及ぼす器具を使用すること。
  - (6) 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平 28 年法律第 9 号）第 2 条第 3 項および第 4 項に記載の小型無人機等の飛行を行うこと。
  - (7) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示し、若しくは散布すること。
  - (8) ごみその他の汚物を捨てること。
  - (9) 立入禁止区域に立ち入ること。
  - (10) 指定された場所以外に車両を乗り入れ、又は駐停車すること。
  - (11) ひろば利用の以外の目的で駐停車すること。
  - (12) たき火（バーベキューを含む）、花火、キャンプファイヤー等をし、又は火気を弄び、その他危険な遊戯をすること。
  - (13) 喫煙すること。
  - (14) 開場時間外に敷地内に滞在すること。
  - (15) 勧誘を行うこと。
  - (16) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
  - (17) 政治的活動
  - (18) その他合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害となる行為
  - (19) 前各号のほか、緑地ひろばの管理に支障がある行為をすること。
  
- 2 前条に規定する政治的活動は次に掲げる行為とします。
  - (1) 政党その他の政治的団体が発行する機関紙その他の刊行物を配布する行為
  - (2) 政治的目的のために、署名、勧誘等をする行為
  - (3) 政治的目的をもって、多数の人による行進その他の威嚇をする行為
  - (4) 拡声器その他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べる行為
  - (5) 政治的目的を有する文書、図面その他これらに類するものを掲示する行為

- (6) 政治的目的を有する演劇の上演又は映画の上映をする行為
- (7) 政治的目的をもって、寄附金その他の金品を募集する行為
- (8) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを掲示する行為
- (9) 前各号に掲げる行為を別の名義又は形式を用いて偽る行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その他これらに類する行為
- (11) 障害物の設置、一定区域の占有など、アメリカ合衆国軍隊の使用を妨げる活動及び行為
- (12) アメリカ合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者、その他のアメリカ合衆国民を侮辱する活動及び行為
- (13) 前各号に掲げるもののほか、その他共同使用においてふさわしくないと認められる活動及び行為

3 前条第2号から第7号に規定する政治的目的は次に掲げる目的とします。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的
- (2) 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対する目的
- (3) 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的
- (4) 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施を妨害する目的